

第 3 3 回長野県景観審議会議事録

平成 1 6 年(2004 年)7 月 7 日(水)午後 1 時 3 0 分から
長野県庁 3 階 特別会議室

第33回 長野県景観審議会：議事要旨

日 時 : 平成16年(2004年)7月7日(水)午後1時30分から

場 所 : 長野県庁 3階 特別会議室

出席者 :

- ・ 審議会委員 市川美季 : 情報誌編集長
(11名) 出澤 潔 : 一級建築士
奥谷 巖 : 信州大学工学部教授
笠井 篤 : 環境科学研究者
唐沢 彦三 : 小布施町長
木下 徳康 : 写真家
久米 えみ : 一級建築士
小坂 保司 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長
関 邦 則 : 一級建築士
林 新一郎 : 岡谷市長
堀 金 亀代志 : 長野県景観形成住民協定連絡会議会長

- ・ 長野県 三木 一徳 : 住宅部長
小林 良文 : 企画課長
植松 作雄 : 建築管理課長
甲田 真幸 : 建築管理課企画幹
中澤 宏 : 建築管理課企画幹兼景観係長 他

- 【資料】
- 1 景観法の概要と景観条例の見直しについて
 - 2 景観法と長野県景観条例の比較
 - 3 景観法の施行に伴う県と市町村の関係について
 - 4 信州の美しく豊かな風景を育成する条例案と景観法との比較
 - 5 屋外広告物法の一部改正について
 - 6 「景観緑三法」の制定について
 - 7 景観法の骨子 他
 - 8 景観法・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年6月18日官報)
 - 9 屋外広告物法新旧対照表
 - 10 平成16年度景観施策体系

1 開会 甲田企画幹

お待たせ致しました。ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしく申し上げます。

はじめに三木住宅部長よりごあいさつ申し上げます。

2 三木住宅部長あいさつ

本日は、今年度最初の景観審議会の開催について御案内申し上げたところ、委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ御出席をいただきありがとうございます。

また、平素より県の景観施策の推進につきまして御理解と御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

ことに昨年度は、景観条例のあり方につきまして御答申をいただいたほか、「信州の美しい風景を育成する条例案」につきましては、大変貴重な御意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、さる6月11日に景観法が成立し、6月18日に公布されました。これに伴い、条例案は先の2月議会に提案し継続審査となっておりましたが、6月17日議案の取下げをいたしました。

本日は、この景観法と景観法の施行に伴って改正された関係法の説明を申し上げ、法によって県の景観条例や屋外広告物条例をどう改正していくべきか、また、県と市町村との関係がどうなっていくか、ということにつきまして御意見をいただきたいと思っております。

景観施策の推進は、国や県のみならず、地域に密着した市町村や地域の人たちの取り組みが重要でございます。今後景観法の説明や条例検討の過程におきましては市町村との意見交換を行い、密接な連携を図ってまいりたいと思っております。景観審議会委員の皆様方からも引き続き御助言、御指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 自己紹介

会議に入ります前に、事務局職員から自己紹介をさせていただきます。

三木住宅部長

小林企画課長

植松建築管理課長

井澤住宅課長

塚田施設課長

中澤企画幹

甲田企画幹

4 会議の成立 甲田企画幹

それでは、これから会議に入ります。

本日の会議は、委員 15 名のところ 9 名の方が御出席されております。(後刻 2 名出席 11 名)

長野県景観条例第 24 項第 2 項の規定により会議が成立しております。

会議の進行は、条例規定により会長が議長になることになっております。

それでは唐沢会長さんをお願いいたします。

6 唐沢会長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、生活にうるおいを求める機運の高まりやまちづくりの活動が活発になってきている一方で、開発と景観保全の問題が各地で持ち上がるなど、景観の形成は今や多くの県民の関心を集めておるところでございます。

当審議会では一昨年 9 月、景観条例の見直しについて県から諮問がありました。それ以降 3 回の審議会と 2 回の部会を開催し、昨年 6 月に田中知事に答申を提出いたしました。

景観条例を見直した条例案は、2 月議会に提案されましたが継続審査となり、先の 6 月議会では、景観法が成立したことから議案の取り下げがなされております。したがって、景観条例の見直しに当たっては、今後新たな検討を重ねていく必要がでてきております。

本日の審議会では、先に公布された景観法等と合わせ、景観条例の見直しのあり方、県が景観法のもとで進めるべき施策のあり方等について、御審議、意見交換をいただければと思います。有意義な会議となるよう御協力をよろしく申し上げます。

7 議事

唐沢会長

それでは、会議事項に入ります前に、本日の議事録に署名していただく委員を指名いたします。久米委員さんと堀金委員さんをお願いいたします。

それでは会議に入りたいと思いますが、会議事項 1 「景観法の概要と景観条例の見直しについて」を議題といたします。

事務局から説明願います。

中澤企画幹

(資料 1,2,3,5,6,7,8) に基づき説明)

小林企画課長

(資料 4 に基づき説明)

唐沢会長

それでは説明が終わりましたので、皆さんの方から御質問なり、御意見なりお願いします。

唐沢会長

はい。笠井委員

笠井委員

あの、これは2月の審議会の時の事も含まれるのですが、別に過去の事を蒸し返すわけではないのですが、やはり行政で、しかも審議会で検討された事柄というのは、それなりの継続というか一貫性が当然あるんだろうと思うのですが、特に資料4で風景育成条例、これはあの継続審議ではなくて取り下げという話だったので、これは取り下げの理由が景観法が成立したからということですが、景観法そのものもというのは国会で審議されておりましたから、中身は十分に理解できた事柄だと思うのですが、それが取り下げる理由として景観法が成立したからというのは、もうちょっとどういうことが御説明いただきたい。

もうひとつは、資料4に継続審議ではなくて取下げという条例の案がまた審議の対象になるのかどうかということが、資料が出ている以上はありますね。それで2月の審議会の時に、育成条例が今後景観に関する条例にとって代わるものであって、今まであった県の景観条例は廃止すると、これははっきり議事録にうたわれておりますので、そういった経緯というものを最初のところで御説明いただかないと、今後県の景観条例そのものを見直すことは、非常にわたくしは大事なことだと思います。したがって、特にそういった経緯からきちんと決まりが付くものは付けないと、またねじれた現象がまたねじれていくのではないかという気がしますので、そこをちょっと最初ですので御説明いただきたい。

唐沢会長

はい。それでは経過等につきまして併せて御説明ください。

小林企画課長

まず、景観法との関係でございますが、もちろん景観法が国の方で審議されている状

況は承知しておりました。先ほど少し申し上げたのですけれども、まず国の法律ができた段階とできる前とはかなり状況は違うと思います。もちろん条例というものは地方自治法に基づいて地方公共団体というものが法の範囲内で作ることができることになっておりますが、それはあくまで国の法律との整合というものをある程度考えながら作らなければいけないということをごさしまして、景観に関してはですね、景観法ができるまでは基本的に地方公共団体に任せられていた分野かと思えます。国が景観法を作ったというのはそういった状況の中でなかなか厳しい措置が取れないということをごさしまして、ある程度法律を作るべきではないかという中で、命令・罰則まで含めた制度で一つの考え方として国で作っていただいたわけですが、ある意味では、地方自治法の中で2年以下の懲役であるとか100万円以下の罰金というものが条例上作れるということになっておりますので、それをふまえて長野県では風景育成条例で、結果的に景観法と同じ罰則のレベルになっておりますが1年以下の懲役、50万円以下の罰金というものを上限にいたしまして、これはあくまでも原状回復命令をしてもなおかつ従わないという非常に悪質なケースを想定しているわけをごさしまして、なかなかそこまでいくケースは実際にはないかと思えますが、そういった中で風景育成条例を提案させていただいたわけをごさしまして、2月の段階では国の方で景観に関する法律がなかったという状況をごさします。6月11日に成立してしまいましたので、県会が17日からごさしましたので、県会では、国の法律がないことを前提にした審議というのができないという状況に6月ではなってしまったということで、これは少なくとも全く国の法律がないことを前提にして組み立てたものは1回取り下げないと仕方がないという状況が生じたわけをごさします。

それから資料4がどういう意味で出ているかという御質問かと思えますけれども、これはあくまで2月に提出いたしまして、結果として継続になり取り下げをしたわけをごさしますが、当初出させていただいた案と景観法と比較するとどんな感じなのかという、あくまで参考として出させていただきました。ですからもうこの信州の美しく豊かな風景を育成する条例という案で引き続き御検討いただくという形ではお願いはできないと思っております。あくまで景観法を踏まえた委任条例という形での検討ということになるのかなと思っております。

それから、2月13日、23日にも確かに問題になったことをごさしますが、景観条例廃止というのはどういうことなのかということをごさしますが、これは景観法の委任条例との関係では別途違う問題で出てくると思うのですけれども、信州の美しく豊かな風景を育成する条例案というのは、これは完全な、先ほど申し上げたとおり国と関係ない、法律の用語で自主条例といっておりますけれども、今の景観条例と全く同じ位置付けの条例なわけをごさします。そういうことで、全く同じ位置付けの条例が同じ分野に2つあるということは、基本的にあり得ませんので、風景育成条例が成立した場合にはそれが景観条例にとって代わるという説明したわけをごさします。

笠井委員

あの、そうしますと取り下げになった風景育成条例案というのは今後も検討すること

があり得るということですか。ということは、ここに景観法と風景育成に関する条例の案を対比になっておりますけれども、これが県の条例との対比であればわかるんですけれども、取り下げた条例をここにこう比較するということは、今後も育成する条例というのは検討することがあり得るというふうに受け止めざるを得ません。そうしますと、いったい取り下げたという事柄というのはどういうことなのかという気がするのですが。むしろ私は、今まである景観条例そのものをきちんと今の景観法と整合性も含めて本来の答申のとおりここで審議すべきだろうと私は思うのですが。

小林企画課長

これはあくまで参考資料ということです。特に風景育成条例を改めて検討いただくということではございません。ただ先ほど申し上げましたとおり、ここで考えておりましたことをできれば生かしたいという考え方はございますので、そういったことを踏まえて検討していく必要があるのかなと思っております。ただもうこれは議会のほうも取下げをしたわけですので、改めて条文案を審議するということはありません。

小坂委員

関連ですけれども、まず一つは従来の育成条例というものの主管課は企画局の地球環境課ということで進められておりましたが、また今度住宅部へ変ってきています。このへんの理由があったら教えて頂きたい。

2点目は景観緑三法は必ず国会に出るんですよと、それからでもいいのではないのですかと私は何回も御質問させていただいたり御意見もしました。しかしそれはそれだとこれは期限があるから急ぐんだということで、風景育成条例を提案するということで大分強引に提出されたと、私個人では理解しております。

議会でもこの育成条例の中にもいろいろ問題があるということで継続審査になったとお聞きしております。それで今そういう理由をぜんぜんお答えにならず景観三法が国会を通ったからこういう検討をするんだとちょっとすり返えられている感じがしますが。

その上、笠井委員さんがおっしゃられていることを曖昧にしておくことはいかなのですかという質問の趣旨を私も感じます。このところをしっかりと踏まえて御説明いただいた方がわかりやすい気がします。

もう一つ、景観法案について、私も国土交通省でいろいろ折衝してまいりましたから中身を承知しているつもりですが、趣旨をしっかりと長野県にも生かしていただき、誇張するところだけは誇張して、全体的なことはやはり見失わないでいただきたい。

こんなことを今からお願いしておきます。また個々においては申し上げたいと思っております。以上です

小林企画課長

まず、検討している組織でございますが、私は2月13日と23日には地球環境課まちづくり法制グループという立場で御説明しました。そもそもその時も御説明しましたが地球環境課まちづくり法制グループというのが去年の10月10日に設置されました。そ

れ以前の段階でも建築管理課で検討しておりましたし、地球環境課でも1人一緒に加わった形での検討をしていました。これが当初まちづくり条例という形で検討してマスコミにもそういう形で出ていたかと思いますが、特に審議会の答申の中での事前調整という部分を一括して取り込んだ条例案を検討しておりましたので、これはもちろん景観においても非常に重要なことかと思えますけれど、これと同時に環境問題とか土地利用全般にわたって共通する部分ではないかという観点から結局、土地利用全般を所管しているということから企画局企画課ということになりまして、企画課であれば素直だったのですが環境という事もありましたので地球環境課に新たにまちづくり法制グループを作りまして、そこに建築管理課の景観係の方も兼務で一緒に入らせていただきまして検討を続けました。ですから提案する組織としては企画局の方から総務・警察委員会という形で出しましたけれども、建築管理課もほとんど本務としてやっていただいたところです。そういったことで土地利用全般に関係するかなということでもそういうことになりました。

今回景観法の委任条例ということになりますと景観法という景観に関する国の法律を受けた委任条例になりますので、素直に住宅部の所管かなと考えております。もちろん企画課の方も経過がございますので一緒に検討していかなくてはいけないですし、他の土地利用に関する全般的な制度とも関連がございますので、一生懸命しっかりやっていきたいと思いますが、景観法の委任条例ということに限れば住宅部の建築管理課の所管ということかなと考えております。

それから景観緑三法が、先ほども申し上げましたが国の方で審議されている状況は存じておりました。なぜそれなのに急いだのかということですが、県独自のいわゆる自主条例として更地から組み立てた制度を作りあげた条例にしようと思うと、これは景観法ができた後だともうそれはできないということでございまして、ある意味で2月県議会はラストチャンスでございました。ただしそれらを先に作ってしまった場合に後々景観法との関係で困るのではないかという部分もあるかと思いますが、これはですね風景育成条例というのは県の自主条例として存在して、ただし、今度逆に法律が後からできたからといって元からの条例をひっくり返すことはできない。これは現行の景観条例も同様ですし、各県各市町村の持っている条例も同様で、国の法律ができたからといって効力がなくなるということもございません。逆に県が今も景観条例を持っていますし、仮に2月県議会に風景育成条例が成立したとしてもそれがあるから長野県で景観法が適用されないということもございません。

2つ仕組みがあって、選択肢になり得るという整理はしたつもりですので、景観法を利用したいという市町村さんはそれを是非利用していただく。そこまで自らやるころまで踏み込まない場合には県で条例でやるという整理が可能という形で2月県議会提案させていただきました。

それから、これは私からお答えしていいのかわかりませんが、私もそういうことで景観法に対して非常にいろいろ素案といたしますか前の段階から検討させていただきました。先ほど相互比較の中で若干否定的なニュアンスでご説明したのですが、少なくとも今まで国がこういう分野に法律がなく法律が必要だという意識を持って、なおかつ県議会でもこういった分野に罰則まで適用すべきではないのではないかというご意見が

ございましたが、国の景観法の中でも最悪の場合には命令し罰するところまで設けた、こういった仕組みを設けたということは非常に大きな進歩と言いますか、国もそこまで踏み込んでくるのだなということで積極的に捉えましてこれはせっかくそういうものを用意していただいたのでしっかり利用していくべきではないかなと思っています。以上です。

唐沢会長

他にございますか。

笠井委員

今に関連するのですが、資料4は今のご説明では参考資料だという御説明でしたですよね。これは検討する必要のない資料だということですよ。

小林企画課長

参考で見ただけならば。

笠井委員

この資料と同列の比較ですけれど、他は非常にかなり検討しなければならないということが含まれていますがこれは単なる参考としての資料ですか。資料4は。そうするとこれは後々になってまた問題になるのではないかという危惧がありますのでしつこくお尋ねしますが、風景育成条例というものはもう取下げというか、こういった機会に出てこないのですか。なぜ今回こうして出てきているのか。出てくるからまだ生きているのかといった議論になると思うのですよ。はっきりしといたほうがいい。取り下げた条例がここに出てくるのはどういうことなのか。

小林企画課長

2月の13日と23日にかなり議論いただいたものでございますので、逆にですね、それについてまったく触れないというのは失礼に当たると思いまして参考として出させていただきました。

唐沢会長

ですから、今後の問題とすれば長野県の景観条例の見直しについて検討するというところでいいですね。そういう考え方で、もともと私ども昨年6月の審議会でも景観条例の改正ということで答申しましたし、たまたま条例を最終的には風景育成条例になりましたが、景観緑三法と景観条例の中で整合させながら新しい長野県の条例を制定するという御理解いただきたい。

笠井委員

そこをはっきりさせていただければよろしいのではないかと思います。

唐沢会長

ほかにございましたら。

それではいろいろ御意見が出ましてありがとうございました。

は続きまして2番目の平成16年度景観施策について説明を頂きたいと思います。

中澤企画幹

今後、古い景観条例と新しい景観条例、あるいは景観法に基づいた景観法と新しい景観条例、それから景観計画という形で様々なご意見を頂戴してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、せっかくの機会でございますので平成16年度におきまして県の住宅部建築管理課といたしまして景観施策に取り組んでいくものにつきまして御説明させていただきます。

(資料10により説明)

唐沢会長

それではただいま説明のありました議題の2について御意見や御質問があればお願いいたします。

笠井委員

今後の県の景観条例改定の中で、多分大きな位置付けになってくるのではないかと思います。その一つに、景観法の中には入っているのだらうと思うのですが、事前の、建築基準法で届け出てそれに違反なければ、景観とかなんかというのは、そう大きな影響なくそのまま建てられると、従来それでかなり問題になっている。景観条例ではそこは規制も何もなかった。その部分というのは今後どういうふうに行くのかということをもし何か、今後こんな方向でというのが、まだ固まっていないだらうと思いますが、こんな方向でというのがありますでしょうか。

小林企画課長

多分届出前の事前の調整手続きという部分ということでよろしいでしょうか。

笠井委員

いや、あのお事前の届出ではなくて、要するに景観に配慮するような、建造物を作る

段階で審査の対象に入っていないわけですよ。今は。県の条例では。極端に言えば建築基準法なり何なりに抵触しなければ建つわけですよ。もちろん住民の意見ということも当然あるでしょうけれど。

小林企画課長

規模の問題というか。

笠井委員

規模も含めてです。

小林企画課長

建築基準法上のチェックができるかどうか。

笠井委員

例えばの話です。

要するに事前に景観独自でもって、そういう審査の対象なりなんなりが出来るような条例というは今までなかったの。できてしまってから住民からクレームついて。

中澤企画幹

事例がちょっと別かもしれませんが、アセス的な意味合いということですか。

笠井委員

そうです。そうです。そういうことです。

小林企画課長

それでしたら、審議会で、別途答申いただいた中でいっている、事前調整の部分なんですけれども、それで、先ほどちょっと私がちらっと、昨年まちづくり条例という名前に変更したと言うようなお話をしましたけれども。

笠井委員

まちづくり条例はちょっとおいといて下さい。

小林企画課長

わかりました。結局その部分は景観法のこれから作っていく委任条例よりも早い段階で何か調整ができないかという部分、という意味でよろしいでしょうか。

笠井委員

そうでなくして、よろしいでしょうか。

事前審査、アセスが入ると、自然環境のアセスメントというのはきちんとこういう手順なりなんなりという手法がはっきりしているからいうのですけれども、景観

の場合そういう手法がはっきりしていませんよね。そういうのがない段階でアセスメントをして規制がかかるかどうかというのが、私として非常に心配になるので、こういう質問をしているわけですが、当然事前の景観による審査なりなんなりというのは必要だと当然と思いますが、その場合には環境アセスメントと同じような景観アセスメントみたいなものがなければならないんじゃないかという点。そのへんがまだ多分熟してないだろうと思いますので、今後どういう形でもって、そこを規制の対象にしていくかどうかというところ。

小林企画課長

ちょっとお話を整理したいのですけれども、景観アセスメントということですので。いわゆる今、環境アセスメントというものがございまして、今長野県の環境影響評価条例でやっておりますのは非常に大きな規模しか対象になりません。例えば住宅団地ですと20ha以上とかゴルフ場で50ha以上とかものすごく大きなものしか対象にならないので、特に景観条例の対象にしているようなものほとんどがその対象にならないという中で、おそらく昨年6月18日の答申において事前の調整をするべきではないかというものをいただいたと私は理解しておりますが、そういった観点でしょうか。

笠井委員

もっと基本的なところですよ。そんなのではなくて。今後景観法ができた経緯もそうですけれども、例の国立市とかで、マンションが途中で持って、ある階から上は無効だから制限するとか何とかという事柄が出てくるという以前に、建てる前に住民からの意向なり何なり、要するに景観にふさわしくないという形での、純粹にそこで規制がかかることは今までなかったことですよ。そういった形をどういうふうに取り入れていくかということです。県の条例として。

小林企画課長

すみません、もしかして質問の趣旨として開くかもしれませんがとりあえず御説明させていただきますと、届出の前に何らかの行政手続きが必要だということにつきまして、いわゆる現在のアセス、これは環境法もございしますが、現在の条例でも景観上のひとつの対象になっています。ただ先ほど申し上げたように非常に大きなものしか対象になっていまして、実際建築物というものがほとんど漏れています。それで今考えておりますのはある程度小さな規模のものも含めて、いわゆるアセス的な手続き、そこには当然景観という要素も付け加えまして、例えば都市計画の開発許可であるとか農地法の農地転用、最後は景観条例の届出の前にしっかり地元の御意向も踏まえて、調整していく手続きが必要ではないかということを検討しております。ただ、この部分をできれば条例というものを最初からしっかり作って、しっかり対象にしていくというのが望ましいという考えもあるわけなんです、実際問題なかなか条例というものが難しい状況と、いきなり民間の方も対象にするということになると、やはり、どこまでやるのかという不安が大きいかなというなかで、今県が行う公共事業で、できればモデル的に景観にも

配慮したしっかりとした続きを住民の方の意見を聞きながらやるような形で、モデル的に要綱を作りながらというか、先に要綱があり、やりながら要綱を広げながらといいですか、そういった形でしっかりやって、そういった形を見ていただいた上で、さらに御理解が得られれば、民間の方々の施設も対象にした制度にしていきたいということを考えております。これはなかなかいきなりすべてに網をかけるという形では理解が苦しいのかなというなかでそういったことを考えております。

もしかすると御質問の趣旨とずれるかもしれませんが。

小坂委員

ちょっと3点御質問したい点がありますので教えていただきたいのですけれども。

アドバイザーの件ですが。この間私長野の地域の景観推進協議会に出たときの説明では大変希望者が少ない。しかも日にちを延ばしてこれからまだ応募に応えなければならない。そうしなければある程度の人員が確保できないとの現場のお話がありました。長野の関係者に御努力いただいているわけですが、アドバイザー制度というのが随分長くなっておりますが、アドバイザーに希望される方のご意向はどういうことなんだろう。景観アドバイザーならどこかへ行って、バスとかでいろいろ見て歩けるなどということもありませんし目的もいろいろあるかと思うのですが、なにか見直しをすべき問題はないのかということで少し中へつつこんで考えていただければよろしいのでしょうか。

中澤企画幹

サポーターですか。

小坂委員

サポーターです。アドバイザーはなくなっていますね。失礼しました。

それが1点。それからもう1点。それから第2点目は今日調べていただいて後ほどの説明でもいいのですが、今度景観3法では景観協定というのが出てきますね。長野県は住民協定ということでやっておりますが、この景観協定でも住民合意によるきめ細かな景観に関するルール作りということが書いてありますね。これが住民協定ということで解釈していいのかどうか。また国で考えている協定というものの趣旨はどうなのか。この間私が聞いたところではこれは全員の賛成と同意というようなこともちょっと聞いたような気がいたします。長野県の場合とどういふふうの違いが出るのか。これは良いのかどうか。これは整合性がなくて良いのかというようなこともちょっとお調べいただいて。いろいろ国の事ですからお調べいただいて、また後日でも結構ですのでちょっと教えていただきたい

それから3つ目ですが、公共サインの問題で木曽の問題が非常に参考にされておられますね。確かにあれは非常に立派なものができて私も見物を見てまいりました。そこで考えられることは、まず1つは素材がスチール、あるいはフィルム、これを使っているんですね。これは公共にいいかどうか、環境にいいかどうかこういうことがひとつあるかと思えます。素材があれでいいのだろうか。これは長野県で設計とかいろいろなことをしたのではないんですね。これは都市でやってる。経費も長野県ではなく

て国の経費と聞いておりますけれども、そういう素材の問題をこれから考えていかなければいけないのではないかと。

それから2つ目ですね。あそこ見ていただいて、車社会で車に見せるための案内板ですよ。標識ですよ。車から見えますか？あのちいちゃい文字が。かえって事故を起こしたり、問題を起こすというふうに考えられるんですよ。科学的に何メートルから見えるということも全部頭に入れた広告物・案内物でなければ意味がない。色で工夫するとかいろいろ提言してまいりましたけれど、どうかひとつ今度これからおやりになるということも計画もありますので十分そのへんも考えて進めていただきたい。我々業界の方ももちろんいろいろ御提案しなければいけない部分もありますけれども、そんなことを感じているものですから今後またぜひ御参考にしていただけたらありがたいと思います。

中澤企画幹

私からお答えさせていただきます。まず第1点のサポーターでございますが、確かに委員さんがおっしゃるとおり、ちょっとマンネリ化しているなという感じはしております。やっている事業もどちらかといったら研修会、それから現地の視察、それから重点的な機会における違反広告物の撤去とかですね、こういった形になってきております。ただ、これまでは、旅費を差上げますという状況の中で希望者があつたかに思いますが、今回そういうものもありませんがということですが、思ったより非常に多くの方に登録してもらったことを大変喜んでおります。そういう意味合いでもう一度地域毎にそのへんについてのサポーターの皆さんの御意見を聞きながら、また県としての意向をお伝えしながらもうちょっと従来のものを漫然と続けるのではなく又考えていく必要があるのではと考えております。

それから、2点目の協定ですが、これも確かにおっしゃるとおり住民協定とはちょっと質が違ふと思っております。住民協定はあくまでも紳士協定で3分の2ということですので、加わっていただかない方はそれでよろしいわけですが、景観協定の全員というのはいってみれば建築協定と同様かなり厳しい中身になってきますので、今度条例においてはこれまでの住民協定をどうするのか、ひとつには正に地域に根ざす大事なことだと思っておりますので、そこを2段的に生かしていくのか、もう少し景観協定の中身を私どもよく把握してその位置付けを考えていく必要があるかと思っております。

それから3点目の公共サインですが、これも木曾のサインもモデル的といいましたけれど、確かに目を凝らしてみないと見えない、字が小さいというのは事実だなというふうに感じます。それから県民の方からも素材についての意見も、なぜ信州で今県産材の利用促進だといっているのに県産材を使わないんだという御意見も確かにあります。開田村では一部色合いを変えてありますが後は同一でありまして、そういう点で4つの地域においては、すべて木曾サインが、これがベストであつてということではなく、そういう問題点も御指摘しながら地域にあつたものを作つていただけるように私どもも事務局としてやってまいりたいと思います。

以上です

唐沢会長

ほかにございますか。

関委員

先ほど笠井委員さんの方から、別に景観の審査ということで、景観のそういう判断基準・ガイドラインというのは本当は難しいんだと思うんですね。環境等は割と数値化できるんでいいんですが、さっきの問題にされてた資料4のところにも両方書いてありまして、これは私もずっと言ってきたことなんですけど、要はなるべく早い時点でこういうものを作りたいんだとか、こういうふうにするんだとか、そういう情報をオープンにしていくことが大事じゃないか。今の時点では。

それが今度大勢の意見で誘導されてくればガイドラインというのはできるんだらうと思うんですけど、いきなりそれは難しい。場所場所のいろいろな要件がありますのでね。そうであればそういう情報開示ということにむしろウエイトをおいて、そこでいろんな意見を言えるという場を用意する。そういうような手法があり得るのかなと私は思っています。そういうことが実現できるかできないか、わかりませんが、そういうことをひとつ手がかりにしていけばいいなというふうに思っています。

それともう1点別の話になりますが、景観に関する規制の仕方というのは今まで場所、重点地域だとか屋外広告物の規制の地域とかというエリアで規制をかけてきましたね。それから網を張っていてそこに引っかかるようなものはなんとか修正しようよという主義でやっていますけど、この前のこういう集まりの中でもでてきたと思うんですけど、やはり、いわゆる企業活動のなかで大きなものを作って、それが派手な色をしているとか大きな看板を付けているとかというようなことがとかく問題になりますよね。だからむしろ住民に対していろいろな啓蒙をしていくということは今までやってきた実績で、サポーターとかという形でできていると思うんですけど、新しい方策と言いますか、施策の一つとして、やはりそういう企業ですとか、ないしは商工業の団体でありますとか、そういうところに対する働き掛け、啓蒙とはいいいませんが、景観に対して配慮をして欲しいんだというようなことをやはり言っていくべき時がきているのかなと。

今まであんまりそういうことをしてこなかったように私は認識しているのですが、むしろそういうところで巨大なものが問題になるというケースの方が大きいと思うんですね。そういうような規模的なもので、個々の企業がどうのこうのというのはなかなか難しい問題というのがあると思うので、もちろんそういう業界とか団体だとか商工会議所とかそういうところに働き掛けをして、先は分りませんが、優良な景観協力企業に対してはなにか表彰するとか、そういうような形をバックアップする制度としてやっていくことはできないかなとちょっと思っています。また新しい施策の中で御検討していただければいいなというふうに思います。

笠井委員

関委員のおっしゃることは私も同感なのですが、一つは景観を考える上で、非常に大事な事柄の一つだらうと思うんですが、景観部門というのは視感的な部分が非常に多いわけですが、住民なり、人によってあれはいいこち、これはだめというのは人によって全部同じものでも違うと思うのですが、ただそういった視感的な事柄をやはり何らか

の形でもって数値化できる、つまり客観的なものとしてできるだけ捉えられるような、そういう手法を今後は景観を考える上で必ず出てくるだろうし、又必要になってくるだろうと思いますので、そういったものを積み重ねていって、景観ならばこういうものだという、できるだけ客観的に捉らえられる手法というのが出てくるだろうと思いますし、またそうしていかなければいけないだろうと思います。

関委員

今日来ていない例えば樋口先生とか、要するに景観のアカデミックな勉強をされている先生方というのはある程度数値化するということは緊急の課題にされてるはずだと。

笠井委員

思います。ただ建築方法なんかですと可能だと思うんですけど、景観、景色とか人を良いこちにするのか不愉快なのかという、そこまで数値化しなければいけないんだろうと。

関委員

わたしはそういう研究をされているのはとても難しいテーマでなかなかそういうものは公表されてこないだろうと思います。

唐沢会長

はいありがとうございました。他にございますか。

だいたい御意見が出てまいったわけでございますけれども、今日はだいたいお話がございましたように、先の信州の風景に関する条例については取り消しになったと、今後また景観三法におきまして、県の景観条例の見直しをどうあるべきかということ、課題ということでお話をいただいたわけですが、ただ今、委員さんから大変御意見をいただきました。今後見直しにあたっては、これらを是非参考にさせていただきまして、充分配慮したものを示しいただき、その中で充分討議されていくのではないかと思います。

今日の会議はそういうことで意見交換が主体でございましたのでいろいろ御意見ありましたことを心から感謝申し上げます。

特に御発言がなければ時間等まいりましたのでこれで閉会にしたいと思いますがよろしゅうございますか。

それではありがとうございました。

2時57分終了

議事録署名人

印

印